

17 地方法人特別税・特別法人事業税

地方法人特別税・特別法人事業税に関する調

		現 事 業 年 度										
		確定額							確定地方法人特別税額(確定特別法人事業税額)に対応する前年度分の中間申告額			
		事業年度数		基準法人所得 (収入)割額	税額		確定申告および決定のない中間申告		事業 年度数	税額		
		確定申告があったもの			確定申告があったもの		事業 年度数	税額				
		うち決定したのもの			うち決定したのもの							
					①		②		③			
地方法人特別税	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業分	同号イに掲げる法人分	708	0	1,208,892	5,007,133	0	0	0	600	2,407,403	
		同号ロに掲げる法人分	12,788	34	7,284,508	3,146,652	18	0	0	3,204	1,283,581	
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	77	0	7,307,906	3,157,011	0	0	0	67	1,657,958	
		合計	13,573	34	15,801,306	11,310,796	18	0	0	3,871	5,348,942	
特別法人事業税	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業分	同号イに掲げる法人分	115	0	118,057	306,943	0	3	3,682	0	0	
		同号ロに掲げる法人分	6,424	2	2,645,660	978,313	0	5	950	0	0	
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	20	0	11,710	3,512	0	0	0	0	0	
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業分	同号イに掲げる法人分	1	0	65	26	0	0	0	0	0
			同号ロに掲げる法人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	6,560	2	2,775,492	1,288,794	0	8	4,632	0	0	

(注) 1 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業分」とは、所得課税事業分をいう。また、そのうちの「同号イに掲げる法人分」とは、外形対象法人分をいい、「同号ロに掲げる法人分」とは、外形対象法人分以外の法人分をいう。

2 「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分」とは、電気供給業(小売電気事業等および発電事業等を除く)、ガス供給業、保険業および貿易保険業を行う法人の収入金額等課税事業分をいう。

3 「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業分」とは、電気供給業(小売電気事業等および発電事業等)を行う法人の収入金額等課税事業分をいう。また、そのうちの「同号イに掲げる法人分」とは、外形対象法人分をいい、「同号ロに掲げる法人分」とは、外形対象法人分以外の法人分をいう。

ただし、「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業分」について、令和2年3月31日以前に開始した事業年度分は「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分」に計上した。

(単位:千円)

分						過事業年度分			合計	当該年度において発生した還付額
確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の還付額		調定額	基準法人所得(収入)割額	調定額		
事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの					
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
						①+②-③+④+⑤+⑥			⑦+⑧	
0	0	0	0	125,461		2,725,191	6,239	20,471	2,745,662	
0	0	0	0	200,660		2,063,731	76,934	33,950	2,097,681	
0	0	0	0	52		1,499,105	247	95	1,499,200	
0	0	0	0	326,173		6,288,027	83,420	54,516	6,342,543	11,355
653	1,521,018	18	111,485	0		1,943,128	0	0	1,943,128	
3,019	1,118,196	20	37,941	0		2,135,400	0	0	2,135,400	
71	1,392,795	0	0	0		1,396,307	0	0	1,396,307	
0	0	0	0	0		26	0	0	26	
0	0	0	0	0		0	0	0	0	
3,743	4,032,009	38	149,426	0		5,474,861	0	0	5,474,861	0